

第7章 商標権侵害に係る法人重課

I. 従来 of 制度と改正の背景

従来 of 商標法においては、法人に対して科される罰金刑 of 上限は最も重い侵害罪（第78条）についても500万円であった。しかし、近年における法人による組織的かつ頻発的な偽ブランド商品 of 製造・販売は、商標権者 of 信用を害しているばかりではなく、公正な取引秩序を侵害するため、需要者 of 利益を大きく損なっているのが現状であり、従来 of 法人による商標権侵害罪に対する罰金額は、上記法人 of 反社会的行為に対して、十分な抑止力を有していないものと考えられる。

このため、工業所有権審議会答申でも、需要者 of 利益を確保し我が国商標制度 of 実効性を確保する観点から、法人に対する刑事罰についての制度を改正して、反社会性 of 強い法人による商標権侵害行為に対する罰則について、法人重課 of 対象とすることが適当とされた。

II. 改正 of 概要

今回 of 改正で導入された法人重課 of 概要は次のとおりである。

- (1) 商標権侵害行為に対する罰則についてのみ、法人重課 of 対象とすることとした。
- (2) 法人に対する罰金刑 of 上限を1億5千万円とした。

III. 商標法の改正条文の解説

(両罰規定)

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十八条 一億五千万円以下の罰金刑
- 二 第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

本条は、法人等にも刑罰を科する旨を規定した両罰規定である。

今回の改正で法人による組織的・頻発的な偽ブランド事件の抑止力を十全なレベルに高めるため、商標権の侵害の罪について法人重課の対象とした。

法人重課の対象を侵害罪に限った理由は、侵害の罪は、需要者の経済的利益に影響を及ぼす典型的かつ重大な商標法違反行為であって国民経済に与える影響は大きいものであるのに対し、その他の罪は法人重課にするほどの違法性はないと認められるからである。すなわち、詐欺の行為の罪は国家機関に対する欺罔であって需要者に対する欺罔ではなく、虚偽表示の罪も商標登録表示の有無が商品・役務の出所や品質（質）を直接的に左右するものではないことから、いずれも需要者の利益に対する侵害の程度は相対的に低いため、侵害の罪に限定したものである。

罰金額については、法人重課を導入している他の経済法（不正競争防止法、独占禁止法、証券取引法）の罰金額の水準を参考にしつつ、法人と自然人の資力格差（概ね30倍）、罰金額の感銘力等を総合的に判断し、法人に対する罰金額の上限額を1億5千万円とした。

なお、侵害の罪について法人重課の対象とするにあたって、工業所有権審議

会答申においては「法人に高額の罰金刑を科すにあたっては、刑事罰の抑制的適用の観点から故意を限定的に解釈し、商標権者に損害を与える目的（加害目的）か、侵害者自身が利益を得る目的（図利目的）がある場合に限ることが適当である。どのような処罰限定要件（例えば、「不正の目的」等）を課すかについては、今後他法の扱い等も踏まえて検討していくことが望ましい。」とされていたが、「不正の目的」等の処罰限定要件については、裁判実務の上で量刑の軽重に反映させれば十分との判断により、課さないこととした。

ちなみに、法人でない団体には罰金重課はもとより両罰規定自体が適用されない。これは、法人でない団体は民法上の権利能力を有さないため、自ら契約当事者になれない等の事業活動を行う上での制約が多く、継続的に営業活動を行うことは稀であるところ、本条における罰則の適用は、営業活動として商標権侵害を行うことが前提となるため、このような実態を欠く法人格のない組合等については、従来より罰則の適用対象として想定していないものである。今回の改正でも、このような事情に特段の変化は認められないことから、引き続き罰則の適用対象とはしないこととした。また、自然人業務主については、両罰規定の適用はあるものの、法人と比較して典型的に資力が劣ること、正犯又は共犯として処罰できることが多いこと等を踏まえ、罰金重課の適用対象とはしないこととした。

（補説）商標法のみ罰則を強化する理由

工業所有権三法（特許法・実用新案法・意匠法）は、知的な創作活動の成果に権利を付与することにより、知的な創作活動を奨励し、もって産業の発達に寄与することをその目的としている。他方、商標法は業務上の信用の維持を図ることにより、取引秩序の維持・産業の発達に寄与し、併せて需要者の利益保護を図ることを目的としている。

これを踏まえて、商標法上の侵害罪は他の三法と異なり、非親告罪とされているところである。このような制度の性格の違い及び近年の偽ブランド事件が頻発している状況に鑑みると、現時点では、他の三法においては

法人に対する罰金額を引き上げる必要性はないと考えられたものである。

(参考) 法人重課の規定を導入している法制例

(1) 証券取引法

平成4年7月に、相場操縦的な行為や損失補填等に係る法人の罰金の上限を300万円から3億円に、100万円から1億円にそれぞれ引き上げた。

(2) 独占禁止法

平成4年12月に、私的独占又は不当な取引制限等に係る法人又は使用者等に対する罰金の上限を500万円から1億円に引き上げた。

(3) 不正競争防止法

平成5年5月に、法人の業務活動に関連して行われる不正競争に対する抑止効果を確保するという観点から法人に対する罰金額を1億円に引き上げた。